

議案第78号

東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について

東京都市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議決を求める。

平成25年12月2日

提出者 瑞穂町長 石塚 幸右衛門

（提案理由）

阿伎留病院組合の名称変更及び所要の改正を行うことに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、規約を変更することについて協議したいので、本案を提出する。

東京都市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

東京都市町村職員退職手当組合理約（昭和40年4月1日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

本則中「組織団体」を「構成団体」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

3 特別負担金はその都度納入するものとし、その額は別に条例で定めるところによる。

別表第1中「組合を組織する地方公共団体」を「構成団体」に、「阿伎留病院組合」を「阿伎留病院企業団」に改める。

別表第2 地方公共団体の項第1 区の欄中「阿伎留病院組合」を「阿伎留病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。ただし、別表第1 の改正規定（「阿伎留病院組合」を「阿伎留病院企業団」に改める部分に限る。）及び別表第2 地方公共団体の項第1 区の欄の改正規定は、平成25年8月1日から適用する。

東京都市町村職員退職手当組合格約 新旧対照表

新	旧
<p>第1章 略</p> <p>第1条 略</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 この組合は、別表第1に掲げる地方公共団体(以下「<u>構成団体</u>」という。)をもって組織する。</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、<u>構成団体</u>の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理する。</p> <p>第4条 略</p> <p>第2章 略</p> <p>(議員の定数及び選挙の方法)</p> <p>第5条 組合議会(以下「議会」という。)の議員の定数は、8人とし、別表第2に掲げる区域ごとの定数を当該区域内の<u>構成団体</u>の長のうちから、<u>構成団体</u>の長が選挙する。</p> <p>第6条 略</p> <p>2 議員が<u>構成団体</u>の長の職を失ったときは、議員の職を失う。</p> <p>第7条及び第8条 略</p> <p>第3章 略</p> <p>(管理者、副管理者及び会計管理者)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 管理者及び副管理者は、<u>構成団体</u>の長のうちから<u>構成団体</u>の長が選挙する。但し、議員である<u>構成団体</u>の長を選ぶことはできない。</p> <p>3 管理者及び副管理者の任期は2年とする。但し、<u>構成団体</u>の長の職を失ったときは、その職を失う。</p> <p>4及び5 略</p>	<p>第1章 略</p> <p>第1条 略</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 この組合は、別表第1に掲げる地方公共団体(以下「<u>組織団体</u>」という。)をもって組織する。</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、<u>組織団体</u>の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理する。</p> <p>第4条 略</p> <p>第2章 略</p> <p>(議員の定数及び選挙の方法)</p> <p>第5条 組合議会(以下「議会」という。)の議員の定数は、8人とし、別表第2に掲げる区域ごとの定数を当該区域内の<u>組織団体</u>の長のうちから、<u>組織団体</u>の長が選挙する。</p> <p>第6条 略</p> <p>2 議員が<u>組織団体</u>の長の職を失ったときは、議員の職を失う。</p> <p>第7条及び第8条 略</p> <p>第3章 略</p> <p>(管理者、副管理者及び会計管理者)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 管理者及び副管理者は、<u>組織団体</u>の長のうちから<u>組織団体</u>の長が選挙する。但し、議員である<u>組織団体</u>の長を選ぶことはできない。</p> <p>3 管理者及び副管理者の任期は2年とする。但し、<u>組織団体</u>の長の職を失ったときは、その職を失う。</p> <p>4及び5 略</p>

第10条から第12条 略

第4章 略

第13条 略

第5章 略

(経費の支弁の方法)

第14条 略

(1) 構成団体の負担金

(2) (3) 略

(負担金)

第15条 前条に規定する負担金は、普通負担金及び特別負担金とし、第2項及び第3項に定めるところにより構成団体は、組合にこれを納入しなければならない。

2 略

3 特別負担金はその都度納入するものとし、その額は別に条例で定めるところによる。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「阿伎留病院組合」を「阿伎留病院企業団」に改める部分に限る。）及び別表第2地方公共団体の項第1区の欄の改正規定は、平成25年8月1日から適用する。

別表第1

構成団体

福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村

第10条から第12条 略

第4章 略

(職員)

第14条 略

(1) 組織団体の負担金

(2) (3) 略

(負担金)

第15条 前条に規定する負担金は、普通負担金及び特別負担金とし、第2項及び第3項に定めるところにより組織団体は、組合にこれを納入しなければならない。

2 略

3 特別負担金は、次の事項の生じた組織団体がそのつど組合に納入するものとし、その額は、別に条例で定めるところによる。

(1) 第13条の規定に基づく条例に規定する普通退職、又は長期勤続後(勸奨退職を除く。)の退職者以外の退職者のあった場合

(2) 第13条の規定に基づく条例本文に規定する方法により算出した退職手当の額をこえる退職手当を受ける退職者のあった場合

別表第1

組合を組織する地方公共団体

福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村

市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村
 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津
 島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村
 小笠原村 阿伎留病院企業団 多摩川衛生
 組合 西多摩衛生組合 東京都島嶼町村一部
 事務組合 東京都市町村職員退職手当組合
 秋川衛生組合 青梅・羽村地区工業用水道企
 業団 瑞穂斎場組合 羽村・瑞穂地区学校給
 食組合 西秋川衛生組合 東京都三市収益事
 業組合 東京市町村総合事務組合 多摩六都
 科学館組合 多摩ニュータウン環境組合 福
 生病院組合

別表第2

組合議員選挙区及び議員定数

略	略	略
第 1 区	福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂 町 日の出町 檜原村 奥多摩町 <u>阿伎留病院企業団</u> 西多摩衛生組合 秋川衛生組合 瑞穂斎場組合 青 梅・羽村地区工業用水道企業団・羽 村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川 衛生組合 福生病院組合	略
略	略	略

市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村
 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津
 島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村
 小笠原村 阿伎留病院組合 多摩川衛生組
 合 西多摩衛生組合 東京都島嶼町村一部事
 務組合 東京都市町村職員退職手当組合 秋
 川衛生組合 青梅・羽村地区工業用水道企
 業団 瑞穂斎場組合 羽村・瑞穂地区学校給
 食組合 西秋川衛生組合 東京都三市収益事
 業組合 東京市町村総合事務組合 多摩六都
 科学館組合 多摩ニュータウン環境組合 福
 生病院組合

別表第2

組合議員選挙区及び議員定数

略	略	略
第 1 区	福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂 町 日の出町 檜原村 奥多摩町 <u>阿伎留病院組合</u> 西多摩衛生組合 秋川衛生組合 瑞穂斎場組合 青梅 ・羽村地区工業用水道企業団・羽村・ 瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生 組合 福生病院組合	略
略	略	略